

確定申告書は早めの提出を！ 2月16日～3月15日

青梅税務署では、所得税、復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税、地方消費税の申告書作成会場を開設します。

申告書の作成・受付、納税期間

▽日時 2月16日(金)～3月15日(木) 午前8時30分～午後5時 (相談は9時から)

※土曜・日曜日を除く

▽場所 青梅税務署

※2月1日(木)～3月31日(土)は、青梅税務署の駐車場は使用できません(身体障害者用車両などを除く)。公共交通機関をご利用ください。

青梅税務署職員と税理士による確定申告出張相談

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書作成のアドバイスを受けながら提出できます(譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などを除く)。

人権擁護委員に

森田康大さん

森田康大さんが1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。市では、6人の人権擁護委員を人権の上相談員に委嘱しており、人権思想の啓発活動、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権の上相談を行っています。

▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係

2月16日～3月15日

▽期日・場所 ●2月7日(水)～9日(金)：中央公民館3階 ●2月14日(水)：五日市出張所2階

▽受付時間 午前9時30分～11時頃、午後1時～3時頃

※混雑状況により、受付時間を早めることがあります。

税理士による無料申告相談

小規模納税者の方の所得税、復興特別所得税、個人事業者の消費税、地方消費税、年金受給者、給与所得者の方の所得税、復興特別所得税の申告書の作成相談を税理士が行い、提出できます。 ※土地・建物や株式等の譲渡所得、内容が複雑な相談をされる方は、青梅税務署でご相談ください。

出張相談

※はんに、申告書作成に必要な書類、マイナンバーの記載、本人確認書類、前年の確定申告書の控えなどをお持ちください。

期日・場所

●2月15日(木)・16日(金)・19日(月)：市役所5階503会議室

▽受付時間 午前9時～10時30分頃、午後1時～3時頃

※混雑状況で、受付時間を変更することがあります。

簡単・便利に、

国税庁ホームページで申告書の作成

パソコンで、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、所得税等の申告書や青色申告決算書などが作成でき、印刷し提出することができます。

※eTax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただく、作成した申告書データ



タをそのまま送信して提出することができません。詳しくは、国税庁のホームページ(htt p://www.nta.go.jp)「確定申告書作成コーナー」をご覧ください。

日曜日の申告書作成・提出など

▽日時 2月18日・25日の日曜日 午前8時30分～午後5時 (相談は9時から)

▽場所 立川税務署

※大変混雑が予想されます。

申告書の郵便などの受付

3月15日(木)(消印有効)までに申告書と必要書類を同封し、郵送するか信書便で提出できます。

郵送先

青梅税務署(〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4)

※收受日付印のある控えが必要なのは、記入した申告書の控えと返信用封筒(宛名を明記し、切手貼付)も一緒に同封してください。

医療費控除を受けるための申告手続きが変わりました

平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」を添付することで、医療費の領収書の提出が不要になりました(税務署から提示・提出を求められる場合があるため、医療費の領収書などは、5年間の保管が必要)。

また、医療保険者から交付

受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略することもできるようになりました。この医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです(自己負担額が記載されていない通知など、確定申告に使用できない場合もあります)。

確定申告用紙などの発送についての見直し

平成28年分の確定申告を「税理士会による無料申告相談会場」「市町村の相談会場」で提出された方は、平成29年分から確定申告書の郵送はなくなり、ご注意ください。

確定申告用紙などは、国税庁のホームページから印刷できるほか、青梅税務署や市窓口(2月1日(木)～3月15日(木))で配布します。

※数に限りのある書類もありますので、無くなり次第終了します。

社会保障・

税番号制度の導入

平成28年分の確定申告から、所得税及び復興所得等の申告書などに、マイナンバーカードか通知カードと、本人確認書類の提示が写しが必要となりました。

※eTaxで送信する場合は、本人確認書類の提示が写しの提出は不要です。

※「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関することは、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください(☎0120・95・0178(無料))

市民税・都民税の申告は市役所へ

▽市・都民税の申告が必要な方 ●勤務先からあきる野市へ給与支払報告書の提出がない方 ●その他の所得があり、確定申告をする必要がない方 ●収入がなく、ご自分の扶養にもなっていない方、他市に住んでいる方の扶養親族になっている方 ●公的年金などの収入が400万円以下で控除(社会保険料、地震・生命保険料、医療費などの控除等)の追加がある方 ●遺族年金・障害年金などの非課税年金のみの方

申告に必要なもの

①平成29年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票(原本)・収支明細書など) ②はんに ③社会保険料(国民健康保険税・介護保険料など)の支払額がわかる書類 ④控除証明書(国民年金などや生命・地震等の各種保険会社の証明書) ⑤マイナンバーカードか通知カード(通知カードの場合は、運転免許証・パスポートなど本人確認が出来る書類) ⑥前年分の確定申告書などの控え ⑦申告者本人の口座番号・支店名が分かるもの

※医療費控除を受ける方は、あらかじめ領収書を集計し、明細書にまとめてからお持ちください。

※申告内容により、別途必要となるものがあります。

公的年金等が400万円以下の方について(その他の所得が20万円以下に限る) 公的年金などの源泉徴収票に

表 申告・相談受付日程表

Table with columns: 申告・相談受付, 日, 時, 場所. Rows include: 確定申告出張相談 (※1), 税理士無料申告相談 (※2), 市・都民税申告等の相談・受付 (※3) with出張所受付 details.

※1...青梅税務署職員が所得税の確定・還付申告相談を受け付けます。また、税理士による申告書作成アドバイスも行います(提出のみの方は、直接税務署に提出するか郵送してください)。 ※2...税理士による無料申告相談を行います。 ※3...市職員による市・都民税申告の相談・受付と簡易な所得税等の確定申告書の作成支援を行います。

記載されているもの以外の控除(社会保険料、生命保険料、医療費等の控除、扶養親族の追加など)がある方は、市・都民税の申告により、税額が下がる場合があります。なお、所得税に還付が発生する場合は、所得税の確定申告が必要となります。

▽場所 市役所1階コミュニティホールほか ※受付場所や受付時間は、表をご確認の上、お越しください。 ※期間中、午前の受付は混雑します。午後の来場をお勧めします。 ※その他 次の場合は、青梅税務署で申告してください。 ●土地・建物、株式等の譲渡所得、住宅借入金特別税額控除の初年度申告、営業・農業などの事業所得(決算書の記入がない方)、個人事業者の消費税、地方消費税、贈与税